

# 総合評価落札方式（工事）に係るQ & A

令和8年6月制定

## 【目次】

<b>1</b>	<b>総合評価落札方式について</b> .....	<b>1</b>
Q1-1	総合評価落札方式とは.....	1
Q1-2	総合評価落札方式適用の意義・目的とは.....	1
Q1-3	総合評価落札方式を適用する工事とは.....	1
<b>2</b>	<b>総合評価の技術資料等の提出について</b> .....	<b>2</b>
Q2-1	提出方法はどうすればよいですか.....	2
Q2-2	電子入札で添付するファイルの条件はありますか.....	2
Q2-3	提出書類の封筒に記載すべき事項は何ですか.....	2
Q2-4	提出後に書き換えや撤回はできますか.....	2
Q2-5	個人情報を含む添付資料の取り扱いはどうすればよいですか.....	2
Q2-6	どの様式を使えばよいですか。.....	2
<b>3</b>	<b>技術資料作成の留意点（入札無効・0点など）</b> .....	<b>3</b>
Q3-1	技術資料表紙（提出様式第1号）.....	3
Q3-2	工期設定の適切性（提出様式第2号）.....	3
Q3-3	実施方針（提出様式第3-1号）.....	3
Q3-4	施工・品質に関する課題（提出様式第3-2号）.....	3
Q3-5	企業の施工能力（提出様式第4号）、配置予定技術者の能力（提出様式第5号）.....	4
Q3-6	地域の精通性（提出様式第6号）.....	4
Q3-7	地域貢献の実績（提出様式第7号）.....	4
Q3-8	自己採点表（別記様式第1-1～第1-6号）.....	4
<b>4</b>	<b>実績に関する留意事項</b> .....	<b>6</b>
Q4-1	公共工事等の元請施工の実績とは.....	6
Q4-2	発注機関が広島県関係とは.....	6
Q4-3	市町の実績は対象となるのか.....	6
Q4-4	コリンズで実績を証明する場合の注意点は.....	6
Q4-5	コリンズに登録されていない工事でも、実績として認められますか.....	6
Q4-6	特定共同企業体や経常共同企業体の工事でも、実績として認められますか.....	6
Q4-7	実績として評価できない場合は.....	6
<b>5</b>	<b>配置予定技術者に関する留意事項について</b> .....	<b>7</b>
Q5-1	配置予定技術者の資格欄には、どの時点で配置できる技術者を記載すればよいですか.....	7
Q5-2	技術資料提出時点で、配置予定技術者を1人に絞り込めない場合は、記載してもよいのでしょうか.....	7
Q5-3	資格等の要件を満たす3人までの候補者を提出した場合、どのように評価されますか.....	7
Q5-4	補助者とは何ですか。どのような位置づけの人ですか.....	7
Q5-5	補助者として記載できる人に、資格や制限はありますか.....	7
Q5-6	補助者についても配置予定技術者を1人に絞り込めない場合は、複数名候補者を提出できますか.....	7

Q5-7 補助者を配置するとした場合の履行確認はどのように行われますか .....	7
Q5-8 補助者は専任配置する必要はありますか .....	8
Q5-9 若手技術者となれる条件は何ですか .....	8
Q5-10 女性技術者を配置技術者とする場合、年齢の条件はありますか .....	8
Q5-11 女性技術者を配置技術者とする場合、性別を確認するための根拠資料は .....	8
Q5-12 主任（監理）技術者の保有する専門資格が評価項目として設定されている場合の注意事項はありますか ...	8
Q5-13 若手又は女性技術者の配置の評価項目が設定されている型式は .....	8
Q5-14 低入札技術者の場合は、実績となりますか .....	8
Q5-15 準じる技術者とは .....	9
Q5-16 技術者の実績と認められる従事役職は .....	9
<b>6 技術提案『工程表』（提出様式第2号）について .....</b>	<b>10</b>
Q6-1 どのような案件で「工程表」（提出様式第2号）の提出が必要ですか .....	10
Q6-2 どのように作成すればよいですか .....	10
Q6-3 「施工計画の実施手順欄」には、どのように書く必要がありますか .....	10
Q6-4 「工期設定欄」はどのように書けばよいですか。工期短縮の提案も必要ですか .....	10
Q6-5 不備によって「入札無効」となるのはどのような場合ですか .....	10
Q6-6 提案した内容を、契約後に履行する必要はありますか .....	10
<b>7 実施方針（提出様式第3-1号）について .....</b>	<b>111</b>
Q7-1 何を記載する必要がありますか .....	111
Q7-2 ページ数や文字数の制限はありますか .....	111
Q7-3 内容が不十分な場合、入札無効になりますか .....	111
Q7-4 提案した内容を、契約後に履行する必要はありますか .....	111
<b>8 技術提案（様式第3-2号）について .....</b>	<b>122</b>
Q8-1 何を記載する必要がありますか .....	122
Q8-2 ページ数や文字数の制限はありますか .....	122
Q8-3 標準案との相違点はどのように書けばよいですか .....	122
Q8-4 期待される効果と確実性はどのように書けばよいですか .....	122
Q8-5 複数案を出してもよいですか .....	122
Q8-6 概算工事費（増加分）はどのように記載しますか .....	122
Q8-7 評価されないのはどのような場合ですか .....	133
<b>9 企業の施工能力『同種・同規模工事の施工実績』（様式第4号）について .....</b>	<b>144</b>
Q9-1 評価対象型式は .....	144
Q9-2 評価対象期間は .....	144
Q9-3 実績とされる工事の条件は .....	144
Q9-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか .....	144
Q9-5 施工実績がない場合は、どのように記入すればよいですか .....	144
Q9-6 記入する工事は、配置予定技術者が経験した工事と同じでなければなりませんか .....	144
<b>10 企業の施工能力『工事成績の平均（最高）点』（様式第4号）について .....</b>	<b>155</b>
Q10-1 評価対象型式は .....	155
Q10-2 評価対象期間は .....	155

Q10-3	実績とされる工事の条件は .....	155
Q10-4	どのような根拠資料を添付する必要がありますか .....	15
Q10-5	工事成績の平均（最高）点として、何件記入すればよいですか .....	16
Q10-6	経験工事がない場合は、どのように記入すればよいですか .....	16
<b>11</b>	<b>企業の施工能力『優良建設業者の表彰・特別表彰』（様式第4号）について .....</b>	<b>17</b>
Q11-1	「優良建設業者の表彰・特別表彰」とは何を指しますか .....	17
Q11-2	表彰を証明する資料の添付は必要ですか .....	17
Q11-3	どの年度の表彰が評価対象になりますか .....	17
Q11-4	表彰の対象業種はどのように判断しますか .....	17
<b>12</b>	<b>企業の施工能力『登録基幹技能者の配置』（様式第4号）について .....</b>	<b>17</b>
Q12-1	登録基幹技能者は、誰が配置しても評価対象になりますか .....	17
Q12-2	「常時配置」とはどの期間を指しますか .....	17
Q12-3	どの登録基幹技能者を配置したらいいですか .....	17
<b>13</b>	<b>企業の施工能力『自社施工』（様式第4号）について .....</b>	<b>18</b>
Q13-1	「自社施工」とは何を指しますか .....	18
Q13-2	確認資料の提出は必要ですか .....	18
<b>14</b>	<b>企業の施工能力『ICT活用工事の施工実績』（様式第4号）について .....</b>	<b>18</b>
Q14-1	評価対象型式は .....	18
Q14-2	評価対象期間は .....	18
Q14-3	実績とされる工事の条件は .....	18
Q14-4	どのような根拠資料を添付する必要がありますか .....	18
Q14-5	「ICT活用工事の施工実績」とは何を指しますか .....	19
Q14-6	これに準ずる要領とは何を指しますか .....	19
Q14-7	「ICT活用工事の施工実績あり」とはどのような実績ですか .....	19
Q14-8	「簡易型 ICT 活用工事（中国 Light ICT 活用工事含む）の施工実績あり」とはどのような実績ですか .....	19
<b>15</b>	<b>配置予定技術者の能力『工事成績の平均（最高）点』（様式第5号）について .....</b>	<b>20</b>
Q15-1	評価対象型式は .....	20
Q15-2	評価対象期間は .....	200
Q15-3	実績とされる工事の条件は .....	20
Q15-4	どのような根拠資料を添付する必要がありますか .....	200
Q15-5	工事成績の平均（最高）点として、何件記入すればよいですか .....	211
Q15-6	経験工事がない場合は、どのように記入すればよいですか .....	211
Q15-7	若手技術者を配置した場合、補助者の実績とすることはできますか .....	21
<b>16</b>	<b>配置予定技術者の能力『同種・同規模工事の施工経験』『同一業種工事の施工経験』『同一業種の従事役職』（様式第5号）について .....</b>	<b>222</b>
Q16-1	評価対象型式は .....	222
Q16-2	評価対象期間は .....	222
Q16-3	実績とされる工事の条件は .....	222
Q16-4	どのような根拠資料を添付する必要がありますか .....	222
Q16-5	同種・同規模工事の施工経験の有無とは .....	23

Q16-6 同一業種工事の施工経験の有無とは.....	223
Q16-7 同一業種工事の施工経験工事の従事役職とは.....	223
Q16-8 実績がない場合はどう記入しますか.....	223
Q16-9 補助者の実績も記入できますか.....	223
Q16-10 実績は、企業の施工能力（提出様式第4号）と同じ工事である必要がありますか.....	223
Q16-11 「同種・同規模工事の施工経験の有無」または「同一業種の施工経験の有無」と「同一業種の施工経験工事の従事役職」で記入する工事と同一の実績とする必要はありますか.....	24
<b>17 配置予定技術者の能力『継続教育(CPD)の取組』（様式第5号）について.....</b>	<b>255</b>
Q17-1 評価対象型式は.....	255
Q17-2 評価対象期間は.....	255
Q17-3 実績とされる工事の条件は.....	255
Q17-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか.....	255
<b>18 配置予定技術者の能力『優秀技術者等の表彰』（様式第5号）について.....</b>	<b>26</b>
Q18-1 評価対象型式は.....	26
Q18-2 「優秀技術者等の表彰」とは何を指しますか.....	26
Q18-3 表彰を証明する資料の添付は必要ですか.....	26
Q18-4 どの年度の表彰が評価対象になりますか.....	26
Q18-5 表彰の対象業種はどのように判断しますか.....	26
<b>19 配置予定技術者の能力『ICT活用工事の施工経験』（様式第5号）について.....</b>	<b>27</b>
Q19-1 評価対象型式は.....	27
Q19-2 評価対象期間は.....	27
Q19-3 実績とされる工事の条件は.....	27
Q19-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか.....	27
Q19-5 「ICT活用工事の施工実績」とは何を指しますか.....	28
Q19-6 これに準ずる要領とは何を指しますか.....	28
Q19-7 「ICT活用工事の施工実績あり」とはどのような実績ですか.....	28
Q19-8 「簡易型ICT活用工事（中国Light ICT活用工事含む）の施工実績あり」とはどのような実績ですか.....	28
<b>20 地域の精通性『地域内における主たる営業所又は自社工場の有無』（様式第6号）について.....</b>	<b>29</b>
Q20-1 評価対象型式は.....	29
Q20-2 主たる営業所を証明する根拠資料は提出する必要がありますか.....	29
Q20-3 自社工場の有無とは.....	29
Q20-4 自社工場の有無を証明する根拠資料は提出する必要がありますか.....	29
<b>21 地域の精通性『地域内における同一業種の工事の施工実績』（様式第6号）について.....</b>	<b>300</b>
Q21-1 評価対象型式は.....	300
Q21-2 評価対象期間は.....	300
Q21-3 実績とされる工事の条件は.....	300
Q21-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか.....	300
Q21-5 施工実績が全くない場合は、どのように記入すればよいですか.....	300
Q21-6 記入する工事は、企業の能力（提出様式第4号）として記入した工事と同じでなければなりませんか.....	311
Q21-7 注意事項はありますか.....	311

<b>22 地域貢献の実績『ボランティア活動の実績の有無』（様式第7号）について</b> .....	<b>32</b>
Q22-1 評価対象型式は.....	32
Q22-2 評価対象期間は.....	32
Q22-3 実績とされる条件は.....	32
Q22-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか .....	32
<b>23 地域貢献の実績『地域維持業務の受注実績』（様式第7号）について</b> .....	<b>33</b>
Q23-1 評価対象型式は.....	33
Q23-2 評価対象期間は.....	33
Q23-3 実績とされる条件は.....	33
Q23-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか .....	33
Q23-5 地域維持業務の受注実績とは .....	34
Q23-6 「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」に基づき移譲された路線とは .....	344
Q23-7 評価対象となる業務内で作業が生じなかった場合は実績として取扱われるのか.....	34
<b>24 災害復旧工事等の受注実績について</b> .....	<b>35</b>
Q24-1 評価対象型式は.....	35
Q24-2 評価対象期間は.....	35
Q24-3 災害復旧工事等の受注実績とは .....	35

---

# Q&A

---

## 1 総合評価落札方式について

### Q1-1 総合評価落札方式とは

A  
総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式です。

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、公共工事の品質は経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないとされ、価格と価格以外の要素とを総合的に評価する「総合評価落札方式」の適用を求めています。

### Q1-2 総合評価落札方式適用の意義・目的とは

A  
総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力をより一層有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策等の効果が図られることとなります。

また、不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備され、建設産業の健全な発展に寄与できるものとされております。

### Q1-3 総合評価落札方式を適用する工事とは

A  
請負対象設計金額6千万円以上の工事については、原則として実施します。

6千万円未満の工事については、特に現地精通性などを評価する必要がある工事は「実績評価2型」の総合評価落札方式を試行する場合があります。

## 2 総合評価の技術資料等の提出について

### Q2-1 提出方法はどのようにすればよいですか

A 指定の提出期間・提出場所へ持参方式で書面提出してください。電子入札の場合は電子ファイルを添付できますが、容量超過時は全て書面で提出し、書面と電子の両方で提出した場合は加算点が0点になります。

### Q2-2 電子入札で添付するファイルの条件はありますか

A Adobe Reader で閲覧・印刷可能な形式であること。部分的な添付は不可で、容量を超える場合は書面提出が必要です。

### Q2-3 提出書類の封筒に記載すべき事項は何ですか

A 提出者の商号又は名称、工事名、開札日、及び「総合評価に係る技術資料及び資格要件確認資料（及び工事費内訳書）が在中している旨」を記載してください。

### Q2-4 提出後に書き換えや撤回はできますか

A 提出後の書換え、引替え、撤回は認められません。提出前に十分確認してください。

### Q2-5 個人情報を含む添付資料の取り扱いはどうすればよいですか

A 配置予定技術者の雇用関係を示す資料等で住所や個人が特定できる項目がある場合は、復元できない程度にマスキングしてください。

### Q2-6 どの様式を使えばよいですか。

A  
広島県の調達情報の様式集「総合評価関係様式」から、該当する提出様式第1号～第7号および自己採点表（別記様式第1-1～第1-6号）をダウンロードし、最新バージョンを使用してください。型式によって使用しない様式がありますので公告の型式欄を確認してください。

URL : <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k06/k-06-7yousiki.html>

### 3 技術資料作成の留意点（入札無効・0点など）

#### Q3-1 技術資料表紙（提出様式第1号）

- A
- 提出様式第1号が未提出、商号又は名称の記入がないもの、工事名に誤りがあるものなど不適切な記入の場合は、入札を**無効**とします。

#### Q3-2 工期設定の適切性（提出様式第2号）

- A
- 提出様式第2号が未提出、工程計画が未記入、予定工期を超えた提案などの不適切な記入であった場合は、入札を**無効**とします。

#### Q3-3 実施方針（提出様式第3-1号）

- A
- 提出様式第3-1号が未提出であった場合、未記入で提出された場合又は当該工事とは無関係の事項が記載されるなど内容に間違いがある場合は、**0点**とします。
  - 技術提案の「品質に関する課題」や「施工に関する課題」に関連する記述がない場合は、**評価しない又は評価を下げる**こととします。
  - 図表等や施工フローのみの記載や、品質・施工に関する課題へ記載した内容の転記等は**評価しない**。
  - 文字が判読できない場合、用紙の規格や枚数が規定を満足しない場合、図表等の内容が確認できない、判読できない場合は、**0点**とします。

#### Q3-4 施工・品質に関する課題（提出様式第3-2号）

- A
- 提出様式第3-2号が未提出（発注者が技術提案を求めた課題・視点について1つでも提出されていない課題・視点がある場合を含む。）であった場合、求めた課題とは異なる提案を行うなど、不適切な記入（求めた課題とは異なる提案、他の工事の提案を添付、1つでも白紙（空欄）で提出された場合等）の場合は、入札を**無効**とします。
  - 文字が判読できない場合、用紙が規定の枚数を超える場合、図表やカタログ等の内容が確認できない、判読できない場合及び概算工事費（増加分）の内訳が記載されていない場合は、**0点**とします。
  - 1視点に対し複数の提案がある場合、1つの枠内に複数の技術提案が記入されている場合は、0点**とします。
  - 複数の視点に対して同じ提案が記入されている場合は、それぞれの視点に対する効果等が不明確となり、**評価しない又は評価を下げる**ことがあります。
  - 各項目（評価の視点、提案項目、提案内容、標準案との相違点、概算増加工事費、期待される効果及び提案の確実性）に明確な記入がない場合は、その技術提案は**評価しない又は評価を下げる**ことがあります。
  - 施工箇所における施工条件、周辺環境、施工時期・方法等の地域・工事特性に配慮していない提案は**評価しない**。
  - 提案の理由が記載されていない場合は**評価しない**。
  - 期待される効果等の数値を示す場合で、その根拠が示されていない場合は**評価しない**。
  - 過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、**より優位な評価はしない**。
  - 工事目的物の変更を伴う技術提案については認めない**。必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではない。なお、変更箇所について標準案と同等以上の性質・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述が無い場合は**提案として認めない**。
  - 記入された概算工事費（増加分）については、金額の大小で評価に差はつけない。
  - 技術提案が、実施方針を踏まえた内容となっていない場合は、**評価しない又は評価を下げる**こととする（実施方針を設定していない場合は除く）。

#### 【判断例：1課題2視点で設定している場合】

- 課題の提出がない場合・・・**無効**
- 他の工事の提案など、明らかに求めた課題と異なる提案がされている場合・・・**無効**
- 2視点提出されているが、1視点は白紙（空欄）で提出された場合・・・**無効**

### Q3-5 企業の施工能力（提出様式第4号）、配置予定技術者の能力（提出様式第5号）

A

- ・必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合・・・評価しない
  - ・提出様式第4号が未提出であった場合・・・企業の施工能力に関する評価項目を0点
  - ・提出様式第5号が未提出であった場合・・・配置予定技術者の能力に関する評価項目を0点
  - ・若手技術者、女性技術者であると判断できない場合・・・0点
  - ・入札参加資格の業種と同一の実績か確認できない場合・・・0点
  - ・評価対象期間内の実績であるか確認できない場合・・・0点
  - ・実績の発注機関が確認できないまたは実績とならない発注機関の場合・・・0点
  - ・特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合、出資比率20%以上であることが確認できない場合・・・0点
  - ・コリンズ等の契約工期と従事期間が異なり、異なる根拠が確認できない場合・・・0点
  - ・低入札工事の実績であって、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札技術者：○○○○」と記入されていないなど、コリンズだけでは低入札技術者かどうか判断できない場合・・・0点
  - ・工事成績の実績がない場合・・・65点として取扱う（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）など
- ※評価項目に応じ、求められている条件がことなるため、詳細は、発注案件の公告（別記 総合評価落札方式に関する事項）を確認してください。

### Q3-6 地域の精通性（提出様式第6号）

A

- ・提出様式第6号が未提出であった場合は、地域内における同一業種の工事の施工実績の評価項目を0点とします。
- ・提出様式第6号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する実績を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととします。

### Q3-7 地域貢献の実績（提出様式第7号）

A

- （ボランティア活動の実績の有無）
- ・広島県の制度（マイロード・システム、ラブリバー制度）に限る（他県、国、市町の制度は不可とする。）。
  - ・活動実績が確認できる報告書等の写しは、（市町を経由して）事務所(支所)へ提出されたもののみ評価する。  
※奨励金交付事業の活動実績報告書として、NPO法人ひろしまアダプトへ提出したものは評価しない。
- （地域維持業務の受注実績の有無）
- ・広島県及び特例条例移譲路線を対象とする。三次市への移譲路線における業務は評価しない。
  - ・路線委託業務のうちで、除雪又は凍結防止剤散布の業務が含まれている場合も評価する。ただし、凍結防止剤の配布・回収の作業のみの場合は評価しない。
  - ・路線委託業務のうちで、防潮扉等の開閉の業務が含まれている場合も評価する。

### Q3-8 自己採点表（別記様式第1-1～第1-6号）

A

- ・自己採点表が未提出の場合は入札を無効とします。
- ・工事名・工事場所・商号又は名称について、未記入の場合、誤りがある場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とします。
- ・自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む。）の項目については、その項目の得点を0点とする。
- ・「自己採点表」の評価内容及び評価基準について、転記ミス等により発注者の求める内容と明らかに異なる内容となっている場合は、その評価項目は0点とします。
- ・土木工事であるのに、営繕工事の「自己採点表」へ記入する等、自己採点が不可能となった場合または適用型式と異なる型式の自己採点表での提出の場合は、自己採点に関する部分の得点を0点とします。
- ・配置予定技術者及び補助者が特定できず、複数人を候補とする場合は、配置予定技術者の能力の小計が最も低い者について自己採点を記入すること。

- ・自己採点表の得点に誤りがあった場合、以下の基準に応じて各項目の評価値を決定する。
  - 過大評価（技術資料審査の結果、得点が下がる場合）…1/2点とする（審査後の得点×1/2）。
  - 過小評価（技術資料審査の結果、得点が上がる場合）…修正しない（「自己採点表」における得点そのまま）。

## 4 実績に関する留意事項

### Q4-1 公共工事等の元請施工の実績とは

A

「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事です。

- ア 国及び地方公共団体
- イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
- ウ 当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第18条に掲げる法人
- ・その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

### Q4-2 発注機関が広島県関係とは

A

広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関（広島県道路公社、広島高速道路公社等）のことです。広島県水道広域連合事業団については、令和5年4月1日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としません。

### Q4-3 市町の実績は対象となるのか

A

条件が、公共工事等の元請施工の実績とされているものについては、市町の実績も認めています。

### Q4-4 コリズで実績を証明する場合の注意点は

A

コリズにより実績等を証明する場合は、必ず竣工登録が完了している実績としてください。審査時に竣工登録となっていないものについては、評価しません。

### Q4-5 コリズに登録されていない工事でも、実績として認められますか

A

コリズに登録されていない工事であっても、契約図書の写しや施工体系図等により、工事名・路線名・工事場所・工事内容等の実績が確認できる資料を添付し確認することができれば、実績として認めることができます。

また、コリズ以外の資料を添付する場合は、その資料名を「添付資料・補足事項欄」に記入してください。

### Q4-6 特定共同企業体や経常共同企業体の工事でも、実績として認められますか

A

評価条件として、特定共同企業体や経常共同企業体の工事の実績を認めている場合に限り、特定共同企業体または経常共同企業体の構成員としての実績を用いる場合には、次の条件が必要です。

- ・出資比率20%以上であること。
- ・根拠資料として、出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）。

### Q4-7 実績として評価できない場合は

A

実績として評価できない場合とは、各評価項目の条件をコリズや根拠資料で確認ができない場合です。仮に広島県発注工事で、広島県側で確認できる場合であっても、根拠資料以外に確認は行いませんので注意してください。

## 5 配置予定技術者に関する留意事項について

### Q5-1 配置予定技術者の資格欄には、どの時点で配置できる技術者を記載すればよいですか

A  
契約日時点で配置できる技術者であることが必要です。ただし、「工事着手日選択型契約方式」を適用した工事については、工事着手日時点で配置できる技術者を記入してください。その他については、公告共通事項の「5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」に従ってください。

### Q5-2 技術資料提出時点で、配置予定技術者を1人に絞り込めない場合は、複数人を記載してもよいのでしょうか

A  
この場合、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型・事後審査型）において、「複数の候補者（3人を限度とする。）」の記入を認めております。この場合については、提出様式第5号を人数分複写し、それぞれの候補者について必要事項を記入して提出する必要があるあります。

### Q5-3 資格等の要件を満たす3人までの候補者を提出した場合、どのように評価されますか

A  
配置予定技術者及び補助者が特定できず、複数人を候補とする場合は、配置予定技術者の能力の小計が最も低い者で評価を行います。

### Q5-4 補助者とは何ですか。どのような位置づけの人ですか

A  
補助者とは、主任（監理）技術者や現場代理人を補佐する技術者で、工事の施工管理等を実務面で支える役割の人をいいます。若手又は女性技術者を主任（監理）技術者に配置する場合に、別途配置することができます。  
若手又は女性を主任（監理）技術者に補助者を配置した場合、「工事成績の平均（最高）点」「同一業種工事の施工経験」「ICT活用工事の施工経験」については、補助者の実績で評価することができます。

### Q5-5 補助者として記載できる人に、資格や制限はありますか

A  
補助者は、主任（監理）技術者と同様に、公告共通事項「5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」による者である必要があります。また、補助者は、現場代理人や他工事で専任の技術者になっていない者とします。

### Q5-6 補助者についても配置予定技術者を1人に絞り込めない場合は、複数名候補者を提出できますか

A  
「資格等の要件を満たす3人までの候補者」を記載することができます。その際は、提出様式第5号を人数分複写し、それぞれの候補者について必要事項を記入して提出する必要があります。複数人を候補とする場合の評価は、「工事成績の平均（最高）点」「同一業種工事の施工経験」「ICT活用工事の施工経験」における補助者の実績で評価する項目は、補助者の最も低い者で評価を行います。

#### 【判断例】

- 例1) 3項目とも補助者の実績とする場合  
3項目の小計が最も低い者で評価
- 例2) 1項目は若手の実績、残り2項目を補助者の実績とする場合  
補助者の実績とした2項目の小計が最も低い者で評価

### Q5-7 補助者を配置するとした場合の履行確認はどのように行われますか

A  
総合評価落札方式による入札を行った工事については、技術資料に記載した内容を、施工計画書（現場組織表）に記載しなければなりません。

また、検査時には、施工計画書に基づき適切な履行を行った事実が確認できる資料を準備し、受注者は検査において検査職員に提示し、評価内容について履行がされたかの確認を行うこととしています。

受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記載事項について原則として全て履行する必要があり、受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、補助者の場合は、実質的な関与が確認できない場合は減点となります。

#### Q5-8 補助者は専任配置する必要はありますか

A  
専任配置する必要はありません。ただし、補助者は、主任（監理）技術者と同様に、公告共通事項「5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」による者である必要があること、また、現場代理人や他工事で専任の技術者になっていない者である必要があります。

#### Q5-9 若手技術者となれる条件は何ですか

A  
40歳以下の者を若手としています。生年月日の条件は、「別記 総合評価落札方式に関する事項」に明記しているため、条件の確認をお願いします。

公告日	40歳以下の条件
令和 8年4月1日～令和 9年3月31日	生年月日が昭和61年4月2日以降の者
令和 9年4月1日～令和10年3月31日	生年月日が昭和62年4月2日以降の者
令和10年4月1日～令和11年3月31日	生年月日が昭和63年4月2日以降の者
令和11年4月1日～令和12年3月31日	生年月日が平成 元年4月2日以降の者
令和12年4月1日～令和13年3月31日	生年月日が平成 2年4月2日以降の者

#### Q5-10 女性技術者を配置技術者とする場合、年齢の条件はありますか

A  
年齢の条件はありません。

#### Q5-11 女性技術者を配置技術者とする場合、性別を確認するための根拠資料は

A  
性別が確認できる資料としては、最新の住民税特別徴収税額通知書の写し、最新の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料など、条件が確認できる資料の添付を想定しています。提出にあたっては、確認に必要な項目については復元できない程度にマスキングを施してください。

なお、名前や顔写真での判断は行いません。

#### Q5-12 主任（監理）技術者の保有する専門資格が評価項目として設定されている場合の注意事項はありますか

A  
提出様式第5号（土木工事）の「専門資格」の欄に評価の対象となる専門資格を有している場合は、その資格を記入し、保有が証明できる資料を添付してください。

#### Q5-13 若手又は女性技術者の配置の評価項目が設定されている型式は

A  
実績評価2型と実績評価1型を評価項目として設定しています。

#### Q5-14 低入札技術者の場合は、実績となりますか

A  
低入札技術者は実績となりません。  
なお、実績を低入札工事とする場合で、コリンズに低入札技術者を含む技術者名が複数登録されている場合は、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札技術者：○○○○」と記入することにより、コリンズの低入札技術者を

特定できるようにしてください。ただし、虚偽の記入があった場合は、後日指名除外措置を行うことがありますので、注意してください。

「低入札技術者：○○○○」と記入がなく、低入札技術者か判断できない場合は、**評価対象としません**。

### Q5-15 準じる技術者とは

A  
原則として工事の全期間従事していることとし、当該技術者の配置された立場が「下請けを指導する立場」であった者です。

準じる技術者の実績とする場合は、施工体系図、現場組織図、安全管理組織図等で、当該技術者が施工管理や下請けの指導等を担当する立場であったことがわかる資料を添付してください。

施工体系図等にも記載がない場合は、下請を含めて行っている災害防止協議会の協議録等、その立場が確認できる資料を添付してください。

また、全期間従事については、コリンズで確認を行います。コリンズの登録がない場合は、当初・最終の施工計画書で配置がわかる部分や、着手直後と工事完成間際の工事打ち合わせ簿の写し等、全期間従事されたことが確認できる資料を添付してください。

### Q5-16 技術者の実績と認められる従事役職は

A  
評価項目ごとに定めております。

◎：新規（R8.6 公告以降） ○：既存（R8.5 公告まで） ×：評価対象外

評価項目	主任（監理） 技術者※	現場代理人	監理技術者 補佐	準じる技術者 （担当技術者）	低入札技術者
工事成績の平均（最高）点	○	○	◎	×	×
同種・同規模の施工経験	○	○	○	○	×
同一業種の施工経験	○	○	○	○	×
同一業種の従事役職	○	○	◎	×	×
ICT 活用工事の施工経験	○	○	◎	◎	×

※特例監理技術者は、主任（監理）技術者に含む

## 6 技術提案『工程表』（提出様式第2号）について

### Q6-1 どのような案件で「工程表」（提出様式第2号）の提出が必要ですか

A

- ・ 技術評価2型および技術評価1型において「工期設定の適切性」を評価項目として設定している案件である場合提出が必要です。
- ・ 実績評価1型・2型、地域維持型では、工程表は提出対象外です。  
※当該案件で技術提案として工期設定の評価を設定していない場合は、工程表による評価は行いません。

### Q6-2 どのように作成すればよいですか

A

工程表は、次の点に従って作成します。

- ・ 自己採点表の「技術提案」の評価内容欄に示されている予定工期に対応した工程表を作成します。
- ・ 様式第2号に定められた項目（工程表本体、施工計画の実施手順欄、工期設定欄など）に沿って記入します。  
特に、「工程管理に係る技術的所見」として、施工計画の実施手順欄および工期設定欄に、実施可能な具体的な工夫をわかりやすく記入してください。

### Q6-3 「施工計画の実実施手順欄」には、どのように書く必要がありますか

A

施工計画の実実施手順欄の記載については、次の点に留意が必要です。

- ・ 「可能であれば」「できる限り」「必要に応じて」「〇〇の場合は」「協議して」などの曖昧な表現は使用してはいけません。
- ・ 実施可能な工夫を、具体的かつ分かりやすく記入します。

### Q6-4 「工期設定欄」はどのように書けばよいですか。工期短縮の提案も必要ですか

A

工期設定欄では、次のように記載します。

- ・ 検査期間を除いた完成予定日を明記します。
- ・ その短縮の根拠となる工夫の内容を、「可能であれば」「できる限り」等の曖昧な表現を使わず、具体的にわかりやすく記入します。
- ・ 評価項目「工期設定の適切性」は、発注者が見込んだ工期に対する短縮の有無・根拠をもとに評価されますが、工程表に図示した内容と明らかな相違がある場合や、安全性に問題がある等、明らかに不適切（不可能）な短縮と考えられる場合は評価されません。

### Q6-5 不備によって「入札無効」となるのはどのような場合ですか

A

次のような場合、工期設定の適切性の評価において「入札を無効とする」とされています。

- ・ 提出様式第2号が未提出である場合
- ・ 工程計画が未記入である場合
- ・ 予定工期を超えた提案など、不適切な記入がある場合

### Q6-6 提案した内容を、契約後に履行する必要があるかどうか

A

- ・ 受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記載事項について原則として全て履行する必要があり、受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うこととされています。

## 7 実施方針（提出様式第3－1号）について

### Q7-1 何を記載する必要がありますか

A

実施方針には、次の内容を具体的に記述する必要があります。

- ・ 施工箇所の周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえて、施工する上で留意しなければならない事項（＝留意事項）を記述すること。
- ・ 技術提案の「品質に関する課題」や「施工に関する課題」に関連する留意事項は必ず記述すること。
- ・ また、記述を補うため図表を用いることができます。

### Q7-2 ページ数や文字数の制限はありますか

A

記載に当たっては、以下項目に留意してください。

- ・ A4用紙1枚以内（図表を含む）。
- ・ 文字の大きさは9ポイントを基本とする。
- ・ 文字数は400字程度（図表の文字数は含まない）。
- ・ 図表の文字サイズは自由だが、判読可能な大きさとしてください。

### Q7-3 内容が不十分な場合、入札無効になりますか

A

入札無効とはなりません。ただし、次の場合は評価しないことがあります。

- ・ 未提出の場合、未記入で提出された場合、該当工事とは無関係な事項が記載されるなど内容に間違いがある場合は、0点とする。
- ・ 「品質に関する課題」や「施工に関する課題」に関連する記載がない場合は、評価しない又は評価を下げることとする。

### Q7-4 提案した内容を、契約後に履行する必要はありますか

A

- ・ 受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記載事項について原則として全て履行する必要があり、受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うこととされています。

## 8 技術提案（様式第3-2号）について

### Q8-1 何を記載する必要がありますか

A

- 自己採点表の「技術提案」の評価内容欄に示された課題・評価の視点を満たす提案について記入することとし、記載に当たっては、以下項目に留意してください。
- ・様式に記載された表形式に従って記入・作成すること。
  - ・曖昧な表現を使わず、時期（いつ）、材料・機械等（何を）、場所（どこに）、使用量（どれだけ）など、実施可能な工夫を具体的に記述すること。
  - ・標準案との相違点を明確に記述すること。
  - ・期待される効果と確実性を簡潔に記入すること。
  - ・施工実績があれば記入または添付すること。
  - ・当該工事箇所の諸条件（周辺環境・施工時期・施工条件・施工方法等）を踏まえた提案理由を記述すること。
  - ・必要に応じて図表・構造図・実績データ・パンフレット等を添付して効果を客観的に証明すること。
  - ・技術提案は、1視点につき1提案までとすること。
  - ・概算工事費（増加分）とその内訳を記入すること。
  - ・工業所有権や公表に関する所見を記入すること。
  - ・新技術・新工法を使用する場合は NETIS 番号等を記入すること。

### Q8-2 ページ数や文字数の制限はありますか

A

- 記載にあたっては、以下項目に留意してください。
- ・1視点につき A4 用紙 3枚以内（図表やカタログ等の参考資料を含む）とし、できるだけ簡潔に記入すること。
  - ・文字の大きさは 9ポイントを基本とする。
  - ・図表やカタログ等の文字サイズは自由だが、判読可能な大きさとする。

### Q8-3 標準案との相違点はどのように書けばよいですか

A

- 記載にあたっては、以下項目に留意してください。
- ・提案内容と標準案の違いを明確に記述すること。
  - ・「何が」「どの程度」「どのように」異なるのかを具体的に示すこと。  
※標準案は、設計図書（土木工事標準仕様書等）を参考に、それと比較して記述します。

### Q8-4 期待される効果と確実性はどのように書けばよいですか

A

- 記載にあたっては、以下項目に留意してください。
- ・技術提案により標準案と比べてどのような効果が得られるかを簡潔に記入すること。
  - ・技術提案の確実性についても簡潔に記入すること。
  - ・施工実績があれば記入または添付すること。  
※提出された資料についてのみで効果の判断を行うため、効果があることや、当該現場でも確実に実施できる根拠を示してください。

### Q8-5 複数案を出してもよいですか

A

- ・技術提案は1視点につき1提案までとします。

### Q8-6 概算工事費（増加分）はどのように記載しますか

A

- 記載にあたっては、以下項目に留意してください。
- ・標準案と比較して増加する概算費用を記入すること。
  - ・諸経費を含まない額とし、単位は「千円」とすること。

- ・概算工事費（増加分）の内訳を記入すること。

## Q8-7 評価されないのはどのような場合ですか

A

以下のような場合、入札の無効や評価しないことがあるので留意してください。

《入札無効となるもの》

- ・ 未提出（発注者が技術提案を求めた課題・視点について 1 つでも提出されていない課題・視点がある場合を含む。）であった場合。
- ・ 求めた課題とは異なる提案を行うなど、不適切な記入（求めた課題とは異なる提案、他の工事の提案を添付、1 つでも白紙（空欄）で提出された場合等）の場合。

《評価しないもの》

- ・ 技術提案の内容が標準案と比較して効果が認められない場合。
- ・ 技術提案の理由が記載されていない場合。
- ・ 技術提案の内容の効果の確実性が判断できない場合。
- ・ 曖昧な表現が多く、実施可能性が判断できない場合。
- ・ 図表等の内容が不明瞭で判読できない場合。
- ・ 用紙が既定の枚数を超える場合。
- ・ 1 視点に対し複数の提案とみなされた場合。
- ・ 概算工事費（増加分）の内訳が記載されていない場合。 など

## 9 企業の施工能力『同種・同規模工事の施工実績』（様式第4号）について

### Q9-1 評価対象型式は

A  
発注型式により、評価項目が異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
技術評価1型、技術評価2型、実績評価1型

※実績評価2型、地域維持型は対象外

### Q9-2 評価対象期間は

A  
公告日より異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q9-3 実績とされる工事の条件は

A  
次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。
(評価対象期間) 公告に記載の期間に完成検査を受けていること。
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。

### Q9-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A  
条件に示す根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要)
②コリンズだけでは同種・同規模工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料(契約図書等の写し等)を添付 注)この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。 また、資料名を添付資料・補足事項に記載すること。 ・出資比率等を確認できる資料(協定書の写し等)

### Q9-5 施工実績がない場合は、どのように記入すればよいですか

A  
同種・同規模工事の施工実績がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入してください。

### Q9-6 記入する工事は、配置予定技術者が経験した工事と同じでなければなりませんか

A  
同じである必要はありません。

## 10 企業の施工能力『工事成績の平均（最高）点』（様式第4号）について

### Q10-1 評価対象型式は

A

詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
全ての型式

### Q10-2 評価対象期間は

A

過去3年間の実績（※鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事は過去8年間の実績）  
入札参加に必要な業種ごとに異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q10-3 実績とされる工事の条件は

A

次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。
(業種) 「公告2 入札参加資格(1) 広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。
(評価対象期間) 公告に記載の期間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。
(発注機関等) 広島県関係及び国土交通省中国地方整備局
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。

### Q10-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A

条件に示す根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
<b>【工事成績点の確認】</b> 記入した経験工事の <b>工事成績評定通知書の写し</b> を必ず添付してください。
<b>【その他の条件の確認】</b> ①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) ②コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料(契約図書等の写し等)を添付 注) この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元が分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。 また、資料名を添付資料・補足事項に記載すること。 ・出資比率等を確認できる資料(協定書の写し等)

。

#### Q10-5 工事成績の平均（最高）点として、何件記入すればよいですか

A

型式により記入件数が異なりますので、注意してください。

- ・実績評価 2 型、地域維持型 …… 最高点の 1 件のみ
- ・実績評価 1 型、技術評価型など …… 成績上位 3 件

#### Q10-6 経験工事がない場合は、どのように記入すればよいですか

A

経験工事がない場合、または工事成績評定点が付いた経験工事がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入してください。

## 11 企業の施工能力『優良建設業者の表彰・特別表彰』（様式第4号）について

### Q11-1 「優良建設業者の表彰・特別表彰」とは何を指しますか

A  
広島県が実施している「優良建設業者表彰」または「特別表彰」のことです。  
対象となるのは、当該発注業種と同じ業種で、過去2年間に広島県から表彰された工事です。  
ただし、解体工事の場合のみ例外があり、「解体工事」または「とび・土工・コンクリート工事」で表彰された工事が対象となります。

### Q11-2 表彰を証明する資料の添付は必要ですか

A  
確認資料の添付は不要です。

### Q11-3 どの年度の表彰が評価対象になりますか

A  
評価対象となる年度は、公告日によって異なります。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q11-4 表彰の対象業種はどのように判断しますか

A  
「当該発注業種と同じ業種」で表彰された工事が対象です。  
例：  
・ 発注業種が「土木一式工事」 → 土木一式工事で表彰された工事が対象  
・ 発注業種が「舗装工事」 → 舗装工事で表彰された工事が対象  
ただし、解体工事のみ特例があります。  
・ 解体工事の発注 → 解体工事 または とび・土工・コンクリート工事の表彰が対象

## 12 企業の施工能力『登録基幹技能者の配置』（様式第4号）について

### Q12-1 登録基幹技能者は、誰が配置しても評価対象になりますか

A  
配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とし、所属は元請、下請にかかわらないこととしています。なお、工事の途中での登録基幹技能者の交代は認めています。

### Q12-2 「常時配置」とはどの期間を指しますか

A  
「該当する工事を現場で施工している間」としてしています。  
なお、確認資料は不要ですが、該当する工事の完了後、登録基幹技能者を常時配置したことが分かる資料（登録基幹技能者講習修了証及び日報等）を提出するものとします。

### Q12-3 どの登録基幹技能者を配置したらいいですか

A  
自己採点表に示した登録基幹技能者が対象となり、該当する工事を現場で施工している間、常時配置する場合加算となります。

## 13 企業の施工能力『自社施工』（様式第4号）について

### Q13-1 「自社施工」とは何を指しますか

A 「自社施工」とは、当該工事の施工に際し、自己採点表の「企業の施工能力 自社施工」の評価内容欄に示されている工種について、その工種を自社で雇用している社員のみで施工することを指します。

### Q13-2 確認資料の提出は必要ですか

A 確認資料の添付は不要です。

## 14 企業の施工能力『ICT活用工事の施工実績』（様式第4号）について

### Q14-1 評価対象型式は

A 全ての発注型式で、評価項目として設定する場合があります。評価項目の設定の有無については、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
全ての型式 ※設定していない場合があります。

### Q14-2 評価対象期間は

A 公告日により異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q14-3 実績とされる工事の条件は

A 次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。
(業種) 「公告2 入札参加資格(1)広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。
(評価対象期間) 公告に記載の期間に完成検査を受けていること。
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。

### Q14-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A 条件に示す根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
(活用した工事の確認資料) ①コリンズだけで施工実績が確認できる場合 ・「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は、登録番号を（ ）内に記入すること。 ・登録内容確認書の添付は不要

- ②「コリンズだけでは施工実績の内容が確認できない場合」又は「コリンズの登録が無の場合」
- ・施工実績の内容を確認できる資料（契約図書の写し等）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。
- 注）この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分（表紙等）を含めること。）を添付すること。

（ICT活用工事の確認資料）

①広島県及び国の実績の場合

施工実績が確認できる次のいずれかの資料を添付すること。

【検査結果通知書等で実績が確認できる場合】

- ・ICT活用工事の実績が記載された検査結果通知書
- ・ICT施工技術の活用が確認できる証明書

【検査結果通知書等で実績が確認できない場合】

契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料

②上記以外の実績の場合

広島県及び国のICT活用工事、又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事含む）と同等の施工実績を有する場合、施工実績が確認できる次の資料を全て添付すること。

- ・検査結果通知書
- ・広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用したことが確認できる資料（要領の抜粋など）
- ・契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料

#### Q14-5 「ICT活用工事の施工実績」とは何を指しますか

A

- ・広島県が策定したICT活用工事実施要領
- ・国が策定したICT活用工事実施要領
- ・これに準ずる要領

これらに基づき、ICT施工技術を活用して施工した工事の実績を「ICT活用工事の施工実績」といいます。

#### Q14-6 これに準ずる要領とは何を指しますか

A

広島県や国が策定したICT施工技術の活用要件が一致していることが必要となります。根拠資料として提出する際は、広島県や国の要領に準じているか、また、活用要件が確認できる要領の写しを添付してください。

#### Q14-7 「ICT活用工事の施工実績あり」とはどのような実績ですか

A

ICT活用工事実施要領に工種ごとに定める全ての段階でICT施工技術を活用した実績のことです。詳細は各実施要領で確認してください。

#### Q14-8 「簡易型ICT活用工事（中国Light ICT活用工事含む）の施工実績あり」とはどのような実績ですか

A

ICT活用工事実施要領に工種ごとに指定された段階でICT施工技術を部分的に活用した実績のことです。詳細は各実施要領で確認してください。

## 15 配置予定技術者の能力『工事成績の平均（最高）点』（様式第5号）について

### Q15-1 評価対象型式は

A

詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
全ての型式

### Q15-2 評価対象期間は

A

過去6年間の実績（※鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事は過去8年間の実績）  
入札参加に必要な業種ごとに異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q15-3 実績とされる工事の条件は

A

次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
（コリンズ登録） 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。
（業種） 「公告2入札参加資格(1)広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。
（評価対象期間） 公告に記載の期間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。 なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。
（発注機関等） 広島県関係及び国土交通省中国地方整備局
（特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合） 出資比率20%以上であること。
（従事期間） 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に一時中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間
（従事役職） 主任（監理）技術者、現場代理人または監理技術者補佐の場合についてのみ経験工事として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外（準じる技術者、低入札技術者等）とする。

### Q15-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A

根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
<p>【工事成績点の確認】 記入した経験工事の<u>工事成績評定通知書の写し</u>を必ず添付してください。</p> <p>【その他の条件の確認】</p> <p>①コリンズだけで経験工事が確認できる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は、登録番号を（ ）内に記入すること。</li> </ul>

- ・登録内容確認書の添付は不要
  - ・当該工事が低入札価格調査を経て契約した工事で、コリンズへ技術者名が複数登録されている場合は、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札技術者：〇〇〇〇」と記入すること。但し、虚偽の記入があった場合は、後日指名除外措置を行うことがある。
- ②「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」又は「コリンズの登録が無の場合」
- ・経験工事の内容を確認できる資料（契約図書の写し、施工体系図等）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。
  - 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。
  - ・出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）
- ③産休育休の期間を加える場合
- ・産休育休期間が確認できる資料を添付すること。
- ④コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合
- ・従事期間を判断できる資料（契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等）を添付すること。
  - 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。

#### Q15-5 工事成績の平均（最高）点として、何件記入すればよいですか

A

型式により記入件数が異なります。

- ・実績評価2型、地域維持型・・・最高点の1件のみ
- ・実績評価1型、技術評価型など・・・成績上位3件

#### Q15-6 経験工事がない場合は、どのように記入すればよいですか

A

経験工事がない場合、または工事成績評定点が付いた経験工事がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入してください。

#### Q15-7 若手技術者を配置した場合、補助者の実績とすることはできますか

A

補助者を配置する場合は、補助者の実績を記入することができます。

## 16 配置予定技術者の能力『同種・同規模工事の施工経験』『同一業種工事の施工経験』『同一業種の従事役職』（様式第5号）について

### Q16-1 評価対象型式は

A  
発注型式により、評価項目が異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価項目	評価対象型式
同種・同規模工事の施工経験の有無	技術評価1型、技術評価2型
同一業種工事の施工経験の有無	実績評価1型、実績評価2型、地域維持型
同一業種工事の施工経験工事の従事役職	全ての型式

### Q16-2 評価対象期間は

A  
公告日より異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q16-3 実績とされる工事の条件は

A  
次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。
(評価対象期間) 公告に記載の期間に完成検査を受けていること。 なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。
(従事期間) 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に一時中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間
(従事役職) 主任（監理）技術者、現場代理人、監理技術者補佐または準じる技術者の場合についてのみ経験工事として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外（低入札技術者等）とする。 ・従事役職が準じる技術者の場合は、「具体的な役職名」を記入すること。

### Q16-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A  
根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
①コリンズだけで経験工事が確認できる場合

- ・「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は、登録番号を（ ）内に記入すること。
  - ・登録内容確認書の添付は不要
  - ・準じる技術者の場合には、当該技術者の配置された立場が確認できる資料（施工体系図等）  
注）施工管理及び下請けの指導等に関する立場であったことが確認できるもの。
  - ・当該工事が低入札価格調査を経て契約した工事で、コリンズへ技術者名が複数登録されている場合は、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札技術者：〇〇〇〇」と記入すること。但し、虚偽の記入があった場合は、後日指名除外措置を行うことがある。
- ②「コリンズだけでは経験工事等の内容が確認できない場合」又は「コリンズの登録が無の場合」
- ・経験工事の内容を確認できる資料（契約図書の写し、施工体系図等）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。  
注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。
- ③産休育休の期間を加える場合
- ・産休育休期間が確認できる資料を添付すること。
- ④コリンズの契約工期と従事期間が異なる場合
- ・従事期間を判断できる資料（契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等）を添付すること。  
注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。

#### Q16-5 同種・同規模工事の施工経験の有無とは

A

自己採点表に記載の「配置予定技術者の施工能力」の評価内容の欄に示す同種・同規模工事の施工経験の有無について評価を行います。

#### Q16-6 同一業種工事の施工経験の有無とは

A

「公告 2 入札参加資格(1) 広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種（同一業種）」に記載の業種の同一業種の施工経験の有無について評価を行います。

#### Q16-7 同一業種工事の施工経験工事の従事役職とは

A

「公告 2 入札参加資格(1) 広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種（同一業種）」に記載の業種と同一業種の施工経験での従事役職について評価を行います。

#### Q16-8 実績がない場合はどう記入しますか

A

工事名の欄に「なし」と記入してください。

#### Q16-9 補助者の実績も記入できますか

A

補助者の実績とすることも可能です。

#### Q16-10 実績は、企業の施工能力（提出様式第 4 号）と同じ工事である必要がありますか

A

同じである必要はありません。

**Q16-11 「同種・同規模工事の施工経験の有無」または「同一業種の施工経験の有無」と「同一業種の施工経験工事の従事役職」で記入する工事と同一の実績とする必要はありますか**

A  
同種・同規模工事の施工経験の有無で記入する工事は、同一業種の施工経験工事の従事役職で記入する工事と同一である必要はありません。

## 17 配置予定技術者の能力『継続教育(CPD)の取組』（様式第5号）について

### Q17-1 評価対象型式は

A

詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
全ての型式

### Q17-2 評価対象期間は

A

公告日により異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとします（産休育休期間が確認できる資料を添付すること。）。

### Q17-3 実績とされる工事の条件は

A

次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
・建設系CPD協議会加盟の団体が実施する継続教育(CPD)の実績であること

### Q17-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A

根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
・建設系CPD協議会加盟の団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること ・「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるため、評価対象期間に加えた場合は、産休育休期間が確認できる資料を添付すること

## 18 配置予定技術者の能力『優秀技術者等の表彰』（様式第5号）について

### Q18-1 評価対象型式は

A

詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
全ての型式

### Q18-2 「優秀技術者等の表彰」とは何を指しますか

A

#### 【優秀技術者】

広島県が実施している「優良建設業者表彰」または「特別表彰」における技術者の表彰のことです。

評価対象となるのは、当該発注業種と同じ業種で、過去2年間に広島県から表彰された技術者です。

ただし、解体工事の場合のみ例外があり、「解体工事」または「とび・土工・コンクリート工事」で表彰された工事が対象となります。

#### 【若手優秀技術者】

広島県が実施している「若手優秀技術者表彰」のことです。

評価対象となるのは、土木一式工事において、過去2年間に広島県から表彰された技術者です。

### Q18-3 表彰を証明する資料の添付は必要ですか

A

確認資料の添付は不要です。

### Q18-4 どの年度の表彰が評価対象になりますか

A

評価対象となる年度は、公告日によって異なります。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q18-5 表彰の対象業種はどのように判断しますか。

A

「当該発注業種と同じ業種」で表彰された工事が対象です。ただし、若手優秀技術者は、土木一式工事のみが対象です。

例：・発注業種が「土木一式工事」 → 土木一式工事で表彰された技術者が対象

・発注業種が「舗装工事」 → 舗装工事で表彰された技術者が対象

ただし、解体工事のみ特例があります。

・解体工事の発注 → 解体工事 または とび・土工・コンクリート工事で表彰された技術者が対象

## 19 配置予定技術者の能力『ICT活用工事の施工経験』（様式第5号）について

### Q19-1 評価対象型式は

A

全ての発注型式で、評価項目として設定する場合があります。評価項目の設定の有無については、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
全ての型式 ※設定していない場合があります。

### Q19-2 評価対象期間は

A

公告日により異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q19-3 実績とされる工事の条件は

A

次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種の実績であること。
(評価対象期間) 公告に記載の期間に完成検査を受けていること。
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア〜エに掲げる者が発注した工事とする。
(従事期間) 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に一時中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間
(従事役職) 主任（監理）技術者、現場代理人、監理技術者補佐または準じる技術者の場合についてのみ経験工事として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外（低入札技術者等）とする。 ※低入札技術者とは、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績でないこと。

### Q19-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A

根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
(活用した工事における業種等の確認) ①コリンズだけで経験工事の内容が確認できる場合・「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は、登録番号を（ ）内に記入すること。 ・登録内容確認書の添付は不要 ②「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」又は「コリンズの登録が無の場合」 ・経験工事の内容が確認できる資料を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜料でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。

(ICT活用工事の確認資料)

①広島県及び国の実績の場合

施工実績が確認できる次のいずれかの資料を添付すること。

【検査結果通知書等で実績が確認できる場合】

- ・ ICT活用工事の実績が記載された検査結果通知書
- ・ ICT施工技術の活用が確認できる証明書

【検査結果通知書等で実績が確認できない場合】

契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料

②上記以外の実績の場合

広島県及び国のICT活用工事、又は簡易型ICT活用工事(中国Light ICT工事含む)と同等の施工実績を有する場合、施工実績が確認できる次の資料を全て添付すること。

- ・ 検査結果通知書
- ・ 広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用したことが確認できる資料(要領の抜粋など)
- ・ 契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料

(コリンズの契約工期と従事期間が異なる場合)

従事期間を判断できる資料(契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等)を添付すること。

注) この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。

### Q19-5 「ICT活用工事の施工実績」とは何を指しますか

- A
- ・ 広島県が策定したICT活用工事実施要領
  - ・ 国が策定したICT活用工事実施要領
  - ・ これに準ずる要領
- これらに基づき、ICT施工技術を活用して施工した工事の実績を「ICT活用工事の施工実績」といいます。

### Q19-6 これに準ずる要領とは何を指しますか

- A
- 広島県や国が策定したICT施工技術の活用要件が一致していることが必要となります。根拠資料として提出する際は、広島県や国の要領に準じているか、また、活用要件が確認できる要領の写しを添付してください。

### Q19-7 「ICT活用工事の施工実績あり」とはどのような実績ですか

- A
- ICT活用工事実施要領に工種ごとに定める全ての段階でICT施工技術を活用した実績のことです。詳細は各実施要領で確認してください。

### Q19-8 「簡易型ICT活用工事(中国Light ICT活用工事含む)の施工実績あり」とはどのような実績ですか

- A
- ICT活用工事実施要領に工種ごとに指定された段階でICT施工技術を部分的に活用した実績のことです。詳細は各実施要領で確認してください。

## 20 地域の精通性『地域内における主たる営業所又は自社工場の有無』（様式第6号） について

### Q20-1 評価対象型式は

A  
全ての発注型式で、評価項目として設定しています。ただし、自社工場の有無については、設定していない場合がありますので、発注案件の自己採点表を確認してください。

評価対象型式
全ての型式

### Q20-2 主たる営業所を証明する根拠資料は提出する必要がありますか

A  
建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている主たる営業所の所在地を発注者が確認するため、根拠資料の提出は必要ありません。

### Q20-3 自社工場の有無とは

A  
自社工場（営業、製造技術、製造の管理面等で工場を統制でき、本件工事の受注者の責任において製品を出荷できる受注者の子会社等の関連工場を含む。）がある場合は、評価することとしています。

### Q20-4 自社工場の有無を証明する根拠資料は提出する必要がありますか

A  
評価項目として設定されている自社工場の名称及び所在地を記入し、内容が確認できる資料を添付してください。  
自社工場の保有は、会社案内、パンフレット、工場位置図、製作・仮置・仮組立ヤード図など、自社工場であることが確認できる根拠としてください。  
※所在地は必ず確認できるようにしてください。

## 21 地域の精通性『地域内における同一業種の工事の施工実績』（様式第6号）について

### Q21-1 評価対象型式は

A  
発注型式により、評価項目が異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
実績評価2型

### Q21-2 評価対象期間は

A  
公告日により異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q21-3 実績とされる工事の条件は

A  
次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。
(評価対象期間) 公告に記載の期間に完成検査を受けていること。
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。

### Q21-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A  
条件に示す根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
① <u>コリンズだけで施工実績が確認できる場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は、コリンズ登録番号を（ ）内に記入すること。</li> <li>・登録内容確認書の添付は不要</li> </ul>
② <u>「コリンズだけでは施工実績の内容が確認できない場合」又は「コリンズの登録が無の場合」</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工実績の内容を確認できる資料（契約図書の写し等）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。</li> <li>注）この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。</li> <li>・出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）</li> </ul>

### Q21-5 施工実績が全くない場合は、どのように記入すればよいですか。

A  
同種・同規模工事の施工実績がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入してください。

**Q21-6 記入する工事は、企業の能力（提出様式第4号）として記入した工事と同じでなければなりませんか**

A

同じ必要はありません。

**Q21-7 注意事項はありますか**

A

- ・提出様式第6号が未提出であった場合は、地域内における同一業種の工事の施工実績の評価項目を0点とします。
- ・提出様式第6号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する実績を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととし、評価しません。

## 22 地域貢献の実績『ボランティア活動の実績の有無』（様式第7号）について

### Q22-1 評価対象型式は

A  
発注型式により、評価項目が異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
実績評価1型、実績評価2型、地域維持型

### Q22-2 評価対象期間は

A  
公告日により異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q22-3 実績とされる条件は

A  
次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
<ul style="list-style-type: none"><li>・広島県の制度（マイロード・システム、ラブリバー制度）での活動実績のこと。 ※他県、国、市町の制度は実績として認めていない。</li><li>・発注する事務所（支所）管内における実績であること。</li></ul>

### Q22-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A  
根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
<ul style="list-style-type: none"><li>・広島県のマイロード・システム、ラブリバー制度に団体として認定されたことが確認できる書類の写し</li><li>・公告に記載の期間における活動実績が確認できる報告書の写しを添付（活動年月が確認できること。）すること。</li></ul> <p>※活動実績が確認できる報告書等の写しは、（市町を経由して）事務所（支所）へ提出されたもののみ評価する（奨励金交付事業の活動実績報告書として、NPO法人ひろしまアダプトへ提出したものは<b>評価しない</b>。）。</p>

## 23 地域貢献の実績『地域維持業務の受注実績』（様式第7号）について

### Q23-1 評価対象型式は

A 発注型式により、評価項目が異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
実績評価 2 型

### Q23-2 評価対象期間は

A 公告日により異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q23-3 実績とされる条件は

A 次の表の条件のとおりです。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

条件
(共通) <ul style="list-style-type: none"><li>・発注する事務所(支所)管内における業務を対象とする。</li></ul> (路線委託業務の受注実績) <ul style="list-style-type: none"><li>・路線委託業務</li><li>・ただし、広島市・江田島市における河川(砂防河川)の緊急対応年間委託を受注している場合も受注実績とする。</li><li>※広島県、および「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」に基づき移譲された路線での市町発注業務に限る(※三次市への移譲路線は対象外。)</li></ul> (除雪等業務の受注実績) <ul style="list-style-type: none"><li>・除雪、凍結防止剤散布のいずれかを含む業務。</li><li>・凍結防止剤の配布、回収の作業は実績として認めない。</li><li>・路線委託業務に除雪、凍結防止剤散布の業務が含まれている場合も受注実績とする。</li><li>※広島県、および「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」に基づき移譲された路線での市町発注業務に限る(※三次市への移譲路線は対象外。)</li></ul> (防潮扉等開閉業務の受注実績) <ul style="list-style-type: none"><li>・防潮扉、水門、陸閘門等の開閉業務。</li><li>・路線委託業務に防潮扉等の開閉業務が含まれている場合も受注実績とする。</li><li>※広島県が発注した業務に限る。</li></ul>

### Q23-4 どのような根拠資料を添付する必要がありますか

A 条件に示す根拠が分かるように次の資料を添付してください。

根拠資料
(路線委託業務の受注実績) 上表の期間に完了検査を受けた、路線委託業務を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付すること。
(除雪等業務の受注実績) 公告に記載の期間に完了検査を受けた、除雪、凍結防止剤散布のいずれかを含む業務を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付すること。
(防潮扉等開閉業務の受注実績) 公告に記載の期間に完了検査を受けた、防潮扉等開閉業務を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付すること。

### Q23-5 地域維持業務の受注実績とは

A

対象とする地域維持業務は、昼夜を問わず緊急対応が必要な業務（道路維持修繕業務委託（路線委託路線委託）、除雪等業務（凍結防止剤散布を含む）及び防潮扉等開閉業務）に限って評価しています。

### Q23-6 「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」に基づき移譲された路線とは

A

広島県ホームページを確認してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/1269409115410.html>

### Q23-7 評価対象となる業務内で作業が生じなかった場合は実績として取扱われるのか

A

除雪業務、凍結防止剤散布のように気象状況により作業を行わない場合であっても、実績として認めます。

## 24 災害復旧工事等の受注実績について

### Q24-1 評価対象型式は

A  
発注型式により、評価項目が異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告及び自己採点表を確認してください。

評価対象型式
実績評価1型、実績評価2型 ※土木一式工事のみ。なお、発注事務所管外からの入札を認める場合は、評価対象としない。

### Q24-2 評価対象期間は

A  
公告日により異なるため、注意してください。詳細は、発注案件の公告を確認してください。

### Q24-3 災害復旧工事等の受注実績とは

A  
広島県土木建築局が発注し、過去4年間に災害復旧工事等の完成検査を受けた実績のことです。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象としています。なお、応急仮工事は対象外です。